

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
山梨県創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金
平成18年度分 1件 3,050,000円

指導事項に対して講じた措置

1) 平成18年度に5,600,000円の返還命令を行ったが、事業者は経営が厳しい状況から一時に全額を返還することができないことを申し立てている。
事業活動は継続していることから、随時訪問及び電話による督促を行い、少額ずつではあるが、返還が行われている。
本年度は、11月末日現在、300,000円が返還され、未収入額は、2,750,000円となっている。
今後も引き続き、事業者への随時訪問による督促及び電話連絡による事業状況把握等を実施し、返還を求めていく。

○産業労働部産業集積推進課

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月10日
委員監査 平成23年7月19日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①山梨県産業集積促進助成金返還金 平成22年度分 1件 188,401,000円
②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料等
平成22年度分 1件 11,359,500円

指導事項に対して講じた措置

1) ①山梨県産業集積促進助成金返還金については、平成22年度末までに45,000,000円が返還されている。
また、平成23年3月23日付けで履行延期申請書が提出され、平成23年3月31日付けで履行延期の承認を行っている。
現在、同申請と同時に提出された支払計画書に基づき返還が行われており、平成23年度は11月末日現在において、35,000,000円が返還され、未収金は153,401,000円となっている。
引き続き、支払計画書通りの返還がされるよう、今後も定期的に要請を行っていく。
②上記の履行延期の承認の際、助成金返還を優先させることを承認しており、延滞金及び加算金の納付については、助成金返還後に県と協議することとなっている。
併せて助成金の返還要請の際に、延滞金及び加算金についての納付も要請している。

○産業労働部産業人材課

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月13日
委員監査 平成23年7月19日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 1件 (契約1)

1) 山梨地域職業訓練センター運営委託契約書及びやまなし匠の技・伝承塾委託契約書に、契約保証金免除の条項が記載されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 而契約ともに、今年度当初時点において改善済みである。
・山梨地域職業訓練センター運営委託については、本年4月から県立施設となったことに伴い、指定管理者制度を導入している。(※ 指定管理者の指定は、地方自治法に規定する契約に該当しないため、協定書に当該条項不要。)
・やまなし匠の技・伝承塾業務委託については、契約書の見直しを行い、平成23年4月に締結した今年度分の契約書においては、契約保証金に関する条項を第4条として追加している。

○農政部畜産課

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月28日
委員監査 平成23年8月26日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 2件 (物品1、財産1)

1) レンタル牛活用耕作放棄地対策モデル事業において、契約書に定められている物品借用書が提出されていなかった。また、貸付物品について、財務規則第161条第2項に規定する物品貸付調書、貸付物品返却調書が作成されていなかった。
2) 継続貸し付けしている財産について、移動報告がされおらず、貸付簿が更新されていないものがあった。

指導事項に対して講じた措置

1) 「レンタル牛活用耕作放棄地対策モデル事業」については、今年度も引き続き実施しており、事業実施者からの書類や貸付側の事務を的確に処理している。今後は、同様な事例が起きないように、財務規則等を遵守し、事務処理を執行していく。
2) 調査したところ、「八ヶ岳牧場(口座No.1821)」と「第1期肉牛牧場(口座No.7226)」の移動履歴に重複記載があったため、「八ヶ岳牧場」台帳の移動履歴から、重複部分の移動履歴を削除し、台帳を更新する。

○農政部農業技術課(担い手対策室)

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月28日
委員監査 平成23年8月26日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①農業改良資金償還金

過年度分 132,864,635円 平成22年度分 4,175,000円 合計 先数 74件 137,039,635円

②連約金

過年度分 11,014,318円 平成22年度分 3,807,952円 合計 先数 32件 14,822,270円

2) 収入印紙を資金前渡で購入したが、財務規則第149条に規定する物品購入報告書が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 収入未済の解消対策として、山梨県農業改良資金要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行い、早期返済を促すとともに、法的措置も検討していく。
また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行っていく。
平成23年10月末日現在、14名から1,549千円を回収した。

2) 購入は特許印紙であったが、今後は、資金前渡で購入した印紙等について、山梨県財務規則第149条に規定される物品購入報告書の作成等適正に処理する。
なお、平成23年度については、物品購入報告書の作成等適正に処理した。

○中北農務事務所

- | | | |
|--------------------------|---------|---------------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 | 平成23年4月27～28日 |
| | 委員監査 | 平成23年5月24日 |
| 2 監査対象期間 | 平成22年度 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 | 2件 | (収入1、財産1) |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 | | |
| 工事契約解除に伴う前払金返還利息 | 平成16年度分 | 1件 85,429円 |
| 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 | | |
| 過年度分 | 229筆 | 平成22年度分 98筆 合計 327筆 |

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の破産手続廃止が決定し、法人登記簿も閉鎖されていることから債権の回収は極めて困難な状況である。
また、私法上の債権であり、時効には援用が必要だが(民法第145条)、会社が破産手続廃止の決定を受け消滅しているため、援用は不可能である。
今後は、議会の承認を経て不納欠損処理していくことが適当であると考える。このため、関係課と不納欠損処理に向け協議を進める方向でいく。
2) 平成22年度の未登記は、震災による影響で、法務局の登記が遅れていたが、10月末現在55件処理を行った。残り3件は、市の地図訂正を待つて処理することとしている。
未登記の主な原因としては、相続困難、地図の要訂正、境界立会確認の不備、抵当権抹消困難、換地処分待ち、年数経過による状況不明(書類の確認不能)が上げられる。
相続、抵当権抹消については、関係者に連絡をとり手続き等をお願いしている。
地図の要訂正については、市町に依頼しているが、隣接者の境界立会確認・同意をとつた上で訂正してもらう必要があり、なかなか進捗していない状況にある。関係市町に対し継続して協力依頼を行っていく。
今後も耕地課と協議を行い、登記事務担当職員の専門知識を十分活かしながら担当全員が連携して未登記の減少に努めていく。

○峡東農務事務所

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 | 平成23年4月26～28日 |
| | 委員監査 | 平成23年5月24日 |
| 2 監査対象期間 | 平成22年度 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 | 3件 | (収入1、財産1、契約1) |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 | | |
| 工事契約解除に伴う前払金返還利息 | 平成14年度分 | 1件 107,258円 |
| 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 | 平成18年度分 | 1件 45,867円 |
| 3) 現場整備工事において、物件移転の遅延により工期延長となり、繰越しをしていたが、当該物件移転の契約締結が翌年度であり、工事変更理由と合致していないが、 | 平成22年度分 | 61筆 合計 307筆 |
| 過年度分 | 246筆 | 平成22年度分 61筆 合計 307筆 |

指導事項に対して講じた措置

1) 収入未済
2件とも債権者の倒産により今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認

を経て不納欠損処理を行う事が適当であると考える。関係課と不納欠損処理方針の協議を進める。
2) 未登記(307筆)
平成23年10月末現在、解消した未登記数は過年度分(平成21年度以前)1筆、平成22年度分57筆、合計58筆であり、249筆(過年度分245筆、平成22年度分4筆)が未登記となっている。
未登記となっている主な理由は、相続問題の未解決、抵当権の設定、地図訂正が必要なものなどとなっているが、今後も相続関係人、金融機関、関係する市等への働きかけを行うとともに、耕地課とも協議を行い、未登記案件の解消に向けた取り組みを進めていく。
3) 現場整備工事
今回、指導を受けた案件については、本来補償を先行させるべきであったので、今後は、予算管理を徹底してこのような事態を生じさせないようにしていく。

○峡南農務事務所

- | | | |
|--------------------------|---------|--------------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 | 平成23年4月25～26日 |
| | 委員監査 | 平成23年5月25日 |
| 2 監査対象期間 | 平成22年度 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 | 2件 | (収入1、財産1) |
| 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 | | |
| 工事契約解除に伴う前払金返還利息 | 平成13年度分 | 1件 32,434円 |
| 2) 取得用地に未登記のものがあつた。 | 平成18年度分 | 1件 149,671円 |
| 過年度分 | 141筆 | 平成22年度分 1筆 合計 142筆 |

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の倒産により今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考える。このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
2) 土地改良事業財産の譲与先である町と連携しながら未登記案件の解消に取り組んでいる。本年度は1件を解消している(12月末現在)。
今後も関係町と連携を一層密にして、耕地課とも協議を行い、引き続き未登記案件の解消に向けた取り組みを進めていく。

○富士・真部農務事務所

- | | | |
|---|--------|---------------|
| 1 監査実施年月日 | 予備監査 | 平成23年5月23～25日 |
| | 委員監査 | 平成23年6月9日 |
| 2 監査対象期間 | 平成22年度 | |
| 3 監査の結果 | | |
| 指導事項 | 3件 | (支出1、給与1、財産1) |
| 1) 農村女性の新商品開発支援事業に招聘した講師の旅費を現物支給するため資金前渡したが、前渡資金の精算が遅延していた。 | | |
| 2) 山梨県農業経営安定支援活動事業に係る経営相談において、招聘した税理士及び社会保険労務士に支給した報酬費に対し、所得税の源泉徴収をしていなかった。 | | |
| 3) 取得用地に未登記のものがあつた。 | | |
| 過年度分 | 10筆 | |

指導事項に対して講じた措置

1) 今後は、資金前渡の支出命令決裁時などに、資金前渡者らへの精算(予定)期限の確認等を行って、精算が遅れることのないようにしたい。

また、講師の費用弁償については、できるかぎり精算扱いとするようにしていきたい。
 2) 経営相談に招聘した税理士及び社会保険労務士計2名に対し、支給した報償費については所得税の源泉徴収をしていないこと及び当該税務処理について適切に対処願いたい旨、電話及び文書により通知した。
 今後、報償費の源泉徴収に当たっては、当該者と支払いの相手先の個人法人の区別などについて相手方との事前確認を十分に行い、さらに、当該者への源泉徴収の有無、源泉徴収金額等を通知し、遺漏がないようにしたい。
 3) 平成23年11月末日現在、未登記数は10筆のままであるが、今年度には農政部で制定した「過年度未登記処理方針」に基づき、未登記の解消に取り組んでいる。

○県土整備部県土整備総務課(美しい県土づくり推進室、建設業対策室)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月20～21日、7月26日
委員監査 平成23年8月17日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 2件 3,001,726円
 2) 山梨県建設業新分野進出支援緊急強化事業費補助金について、補助金交付要綱第13条に規定する「遂行状況報告書」が提出されていなかった。
 また、同要綱第7条第2項に規定する補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して申請する場合には、交付申請書の提出にあたり補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を明記するよう規定されているが、その額が明記されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の財産により今後の回収が見込めないことから、不納欠損処理に向け関係課と協議を進める。
 2) 当該補助金では、各補助対象事業の進捗状況を調査・把握するためのフォローアップ事業を別途実施しているため、これを遂行状況報告書に代えていたが、今後は補助事業者に対して報告書提出を指導するとともに室においても提出状況の確認を徹底することとする。補助事業者との申請に係る事前打合せ時に、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税を減額した金額をもって申請額とすることを確認しているため、交付申請書の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を明記していただくが、今後は補助金交付申請書の提出にあたり補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を明記させるとともに、今後は申請者の事務負担を軽減する方法を検討していく。

○県土整備部道路管理課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月20日
委員監査 平成23年8月22日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果

指導事項 2件 (支出1、物品1)
 1) LAN接続ハードディスク等のリース契約について、平成22年度分である平成23年3月のリース料金15,267円が支払われていなかった。
 2) LAN接続ハードディスク等のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 財務規則第84条の規定に基づき平成23年8月25日に支払済。

今後は予算管理の徹底に努める。
 2) 第110号様式(第168条関係)を作成済。
 今後は遅やかに作成するよう努める。

○県土整備部建築住宅課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月22日
委員監査 平成23年8月17日
- 2 監査対象期間 平成22年度
- 3 監査の結果

指導事項 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①行政財産使用料
 平成22年度分 1件 9,450円
 ②県営住宅使用料
 過年度分 12,661件 350,783,427円 平成22年度分 1,899件 41,927,160円
 合計 14,560件 392,710,587円
 ③県営住宅駐車場使用料
 平成22年度分 163件 346,500円
 ④県営住宅破損賠償金
 過年度分 39件 732,179円
 ⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金
 過年度分 12件 2,681,291円

指導事項に対して講じた措置

1) ①行政財産使用料の未済については、寿田地におけるテレビ放送受信のためのCATV設備設置のため、「CATV上巻地」に対して行った平成22年度分の行政財産使用許可に伴う未収金である。(許可期間：H18.4.1～H23.3.31)
 平成23年3月に確認したところ未納であったため連絡するも不通。その後、代表者が3月31日に亡くなったことが判明した。(相続人が多数おり、何人かは居所不明。)が引き続き相続人の居所調査及び連絡を試みることに、やむを得ず時効(5年間)が到達した際には、不納欠損処理を進めることとする。
 ②県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や年間滞納整理計画に基づき滞納整理ローラー作戦の実施(戸別訪問・夜間督促)、滞納者の個別呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼、滞納6カ月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。
 特に、納入誓約をしながら履行をしない悪質な滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会、「滞納家賃の支払いと県営住宅の明渡しを請求する訴訟」の提起を行っている。また、平成21年度からは専決処分事項となり、議会に報告を行っている。このように法的措置を講ずるとともに、裁判において和解しているもの、和解条項を履行しない者については強制執行を申し立て、実効性を確保している。
 また、滞納が長期化している滞納退去者の債権については、個別に追跡調査を実施し、電話、個別訪問等を行い、必要に応じて分割納入誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理を行うため、平成19年度より再任用職員2名を配置して、督促を強化している。更には、緊急雇用創出事業の活用により、平成21年度から毎年7名程度の雇用を行い、初期滞納者への督促を強化している。
 平成22年度からは、滞納退去者のうち、異外移転者や居所不明者の回収困難な債権について、民間債権回収会社(サードパーティー)に回収業務を委託し、不良債権の回収に努めている。
 県営住宅使用料は私法上の債権であり、時効(通常は5年であるが、訴訟となったものは10年間)が到達しても、本人(亡くなった場合)から接用の申し

出がない限り、不納欠損は認められていない。

今後は、連帯保証人への督促の強化や法的措置、訴訟対象期間の短縮などについて検討を進め、滞納額の圧縮に向けより一層努力していくこととする。

③県営住宅駐車場については、平成21年度から順次整備を開始し、早い団地で平成22年6月分から徴収を開始したものであり、滞納者に対しては督促状の送付や年間滞納整理計画に基づき滞納整理ローラー作戦の実施（戸別訪問・夜間督促）を行い、滞納の解消に努めている。

今後は、悪質な滞納者に対して契約解除通告を行ったうえで、契約区画にセーフティドラムを設置し、物理的に駐車できなくするような方策を検討していくこととする。

④県営住宅破損賠償金については、既に退去後20余年が経過しており、所在が確認できない者、死亡した者など、適正な債権保全を講ずることができない状態となっており、出納局とも相談する中で、不納欠損を視野に入れて、柔軟かつ的確に対応していく。

⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金については、家賃滞納により住宅明渡し訴訟等となった者に係るものである。既に退去後10余年が経過しており、滞納家賃の支払いもなく、中には所在が確認できない者、死亡した者もいるなど、適正な債権保全を講ずることが困難な状態となっていることから、出納局とも相談する中で、不納欠損を視野に入れて、柔軟かつ的確に対応していく。

○県土整備部営繕課

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月22日

委員監査 平成23年8月22日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指摘事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 1件 19,417円

指導事項に対して講じた措置

1) 債務者の財産により今後の回収が見込めないことから、不納欠損処理に向け関係課と協議を進める。

○中北建設事務所 (本所)

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年5月11～13日

委員監査 平成23年6月8日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指摘事項 1件 (収入1)

収入事務において著しく不適切な事務処理があった。

1) 道路使用料について、平成19～21年度の3年度分が調定されておらず、平成22年度にまとめて調定していた。

調定金額 3年分 合計 648,032円

指導事項 4件 (収入1、支出1、給与1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①道路使用料

過年度分 12件 93,800円 平成22年度分 17件 841,006円

合計 29件 先数14件 934,806円

②河川使用料

過年度分 1件 14,175円 平成22年度分 2件 35,193円 合計 3件 先数 3件 49,368円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息

平成13年度分 2件 71,569円 平成14年度分 2件 124,081円

合計 4件 先数 3件 195,650円

④雑入 (用地買収代金の返還を求めたもの)

平成15年度分 1件 1,339,906円

2) CATVの使用代金等の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。

3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道60K以上の上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。

4) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 206筆 平成22年度分 56筆 合計 262筆

指摘事項に対して講じた措置

1) 道路占有者の管理について、平成21年度までは個人又は小口の占有者は電子台帳（エクスセル表）、大口占有者は紙ベースの台帳と2本立ての管理をしていたが、平成22年度からは大口の占有者についても、個人又は小口の占有者と同様に電子エクセル台帳に記載し、本事業の稼働ことが再び発生しない体勢を整えている。

また、平成24年度からは、全局的に「占有物件の管理台帳システム」を道路管理課主導で導入する予定であり、これにより管理台帳の一元化を行い、見落としや引き継ぎ時の不備等を防ぐこととしている。

指導事項に対して講じた措置

1) 未収金の回収状況については、11月末日現在で

道路使用料 過年度分 5件 58,900円 平成22年度分 13件 831,995円

河川使用料 平成22年度分 1件 25,833円となっている。

道路使用料、河川使用料、雑入に係る収入未済については、昨年度に引き続き文書及び電話での督促を行い、未収金の回収及び債権管理の適正化を図ってきた。今後も未納者に対して文書及び電話での督促、また必要に応じて財産状況の調査や訪問調査等も実施し回収に努めていく。また、債務者の倒産により今後の回収が見込めないものについては、不納欠損処理することが適当であると考えられるため、関係課と協議を行う。

2) 債権者から提出された書類については、その精査・確認を確実にを行い財務規則に沿った処理を行うこととする。

3) 平成23年5月20日に往復割引を適用した旅費の再計算を行い、返納の処理を実施した。JRを使用する旅行については、距離・経路の確認を行い、今後同様な事例が発生しないようにしていく。

4) 平成22年度契約分で平成22年度中に登記が完了しなかった案件については全て登記は終了した。

平成21年以前の過年度未登記については、昨年度に引き続き専従の嘱託職員を配置し、かつ未登記処理の正担当者として用地課長を充て、副担当者として用地担当職員を1名充てて処理の推進を図っていくとともに、未登記地図作製などにより未登記情報を職員間で共有し、通常業務のなかでも解決できるようにしていく。

(社)山梨県公共嘱託登記士協会や(社)山梨県公共嘱託司法書士会に未登記地の調査を委託し、専門的な見地から未登記を解消可能な案件と、境界未定・相続人多数など解消困難な案件とに分類し、解消可能な案件から優先的に対応していく。

○中北建設事務所 (峡北支所)

1 監査実施年月日 予備監査 平成23年4月21～22日

委員監査 平成23年5月24日

2 監査対象期間 平成22年度

3 監査の結果

指摘事項 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。